

普通会計貸借対照表の会計方針

基本事項

| | |
|--------------------|---|
| 対象範囲 | <p>この財務諸表の対象は、一般会計及び流域下水道を除く特別会計です。従って、地方公営企業会計及び地方公社や財団法人などの外部団体は含まれておりません。</p> <p>(この財務諸表に含まれている会計区分)</p> <ul style="list-style-type: none">①一般会計②公債管理特別会計③乗用自動車管理特別会計④用度事業特別会計⑤中小企業振興資金貸付特別会計⑥災害救助基金特別会計⑦母子寡婦福祉資金貸付特別会計⑧就農支援資金貸付特別会計⑨林業改善資金貸付特別会計⑩徳山ダム上流域公有地化特別会計⑪県営住宅特別会計 |
| 対象年度 | <p>この財務諸表の対象は、平成23年度、すなわち、平成23年4月1日時点から平成24年3月31日ですが、平成24年4月1日から5月末日までの出納整理期間の入出金を含めています。</p> |
| 財務諸表の体系 | <p>この財務諸表の体系は、基本的に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知)に基づき、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書および純資産変動計算書の4表ならびに会計方針等の補足情報となっています。</p> |
| 貸借対照表における会計処理および表示 | <p>貸借対照表における諸資産の減価償却等の会計処理及び表示方法は「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月 総務省)を参考にしています。</p> |
| 資産評価の方法 | <p>資産を評価する方法には、決算集計方式と台帳方式とがあります。</p> <p>決算集計方式は、先行自治体の多くが採用した方法ですが、決算数値の累計額に過ぎず、貸借対照表の諸項目の中身は不明で、個々の財産の評価を行うことができません。</p> <p>一方、台帳方式は、民間企業や公営企業で採用されている方法で、本来の貸借対照表の作成方法です。膨大な資産を抱える県庁において、これと同水準の台帳を整備するには、相当の時間とコストがかかります。</p> <p>本県では少しでも中身が分る貸借対照表を目指し、基本的には台帳方式を採用し、補完的に決算集計方式を用いております。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>資産の評価基準</p> | <p>学校や警察施設等の事業用資産については、県が整備している公有財産台帳の計数を基礎として、定期的に再評価しています。 道路や橋などのインフラ資産については、原則として過去の用地費や事業費等を累計(累積)する手法(取得原価主義)を採用しています。</p> |
| <p>資産と負債との差額の取扱い</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本残高を示す資本形成充当財源 ・社会資本の形成等に支出した後の財源余剰を示す当期末財源余剰 ・県債により社会資本を形成した場合、将来の財源を支出したということを示す未実現財源減少額 <p>の3つの区分で表示しています。</p> |
| <p>退職手当引当金</p> | <p>普通会計の事務事業に従事する全ての職員が、これまで勤務したことにより発生したコストで、将来必要となる退職手当を全額計上しています。 この額は、年度末において在職する県職員が、その時点において全員自己都合で退職した場合に必要な退職手当の額と一致します。将来の勤務期間により発生する退職手当は、将来のコストであり、このバランスシートには負債として計上していません。</p> |
| <p>減価償却</p> | <p>事業用資産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)に基づく旧定率法(経年減点方式)により実施しています。 インフラ資産については、財務省令に基づく旧定額法により実施しています。</p> |
| <p>不納引当金</p> | <p>県税等の収入未済額のうち、不納欠損処理となる額を、過去3年間の収入未済額に対する不納欠損額の比率の平均値を用いて推定し、計上しています。</p> |
| <p>資産の表示方法</p> | <p>固定性配列法により表示しています。</p> |
| <p>正常営業循環基準および一年基準の適用</p> | <p>流動、固定の区分は、企業会計における正常営業循環基準を基本とし、これに一年基準を加味しています。</p> |
| <p>端数処理等</p> | <p>計数については、原則として、表示単位未満を各項目で四捨五入します。したがって、各項目の合計が合計欄に表示された計数と一致しない場合があります。</p> |